

北海道アザラシ管理計画（第2期）（素案）に対する意見

意見

(2017.1.13)

ゼニガタアザラシ・ゴマフアザラシの個体数増加に起因すると予想される漁業被害の深刻化が以前にも増して問題視されるなか、「北海道アザラシ管理計画」（第2期）を策定して適正管理を目指すという北海道の姿勢は基本的に評価すべきと考えます。鳥獣の適正管理という自然保護の観点からは、個体数増加による人間活動への影響を極力低減させる方策が必要であるとともに、生息環境の保全と適正な個体数の維持の方策も必要であり、この間のバランスは今日の重要課題となっております。適切な管理を達成するためにも、北海道自然保護協会といたしましては、以下の点について意見を述べさせていただきます。

1. 第1期管理計画の評価の欠如

第2期の管理計画を立てるにあたって、第1期の結果に関する評価が必要と考えます。7頁17行目から、「第1期の目標については北海道アザラシ管理検討会でその評価を行い、第2期計画の推進に反映する」とだけ記されているが、第2期計画は第1期計画の反省を踏まえて立てられるべきであり、第1期の評価が記されていないことは問題であると考えます。

特に第1期計画に関しては本協会から「計画期間終了後、最初の夏期（2017年6月1日から10月31日）に毎月複数回実施する個体数カウントにより得られた最大上陸確認個体数が、礼文島、稚内市（声問・宗谷・抜海）、天売島及び焼尻島において2013年（表2）の1/2以下となることを目指す。」という第1期の目標に対して、この1/2という値は何を根拠に算出された値なのかという疑問を提出させていただきましたが、この件も含めて、第1期計画の評価は公表することは、対策を行う行政の説明責任としても果たさなければならない役割だと考えます。

2. 現状の個体数・漁業被害推定に対する意見

野生生物の適正管理のためには、科学的手法による個体数推定が必須条件であり、そのための個体数ならびに漁業被害の正確な推定のための手法の向上を目指すことが肝要と考えます。

ただし、ロシアのデータ不足による回遊個体群の動態が不明であることや周年定着個体群の動態解明も途上である現状においては、いきなり正確な個体数の推定を目指す以前に、まずは個体群変動を把握できる簡易指標（例えば、観察条件を一定に保つことのできる特定調査地点（数地点）における同条件による継続的目視調査での個体数変動あるいは努力量当たりの目撃数（Sighting Per Unit Effort : SPUE）など）を設定し、その指標に沿った動態モニタリングをもとに管理方針を決めるという手法も必要と考えます。この点いつ来ましては、第1期の意見でも述べさせていただきましたが、相変わらずアザラシ個体群の動態が不明である現状を考えると、適正管理のためには、一刻も早く簡易指標を設定して、その指標に従って動態を捉えて計画を見直して尾いく必要があると考えます。

漁業被害についても一定の基準による評価を変えずに被害調査を継続することによって被害の動向は把握することは可能ですので、まずは対策によって被害減少を図ることを第一の目標とし、その間に正確な被害額の評価手法を確立するよう努力すべきと考えます。漁業被害額の正確な評価においては、被害を受けている漁民の方々にも、正確に被害推定をすることがひいては被害低減につながるということを理解していただくことが重要と考えます。被害額の取り扱いに関しては、利害関係者間での信頼関係を構築することが状況を打開するための第一歩であることを理解していただくよう社会的な対応が必要と考えます。

同様に他のアザラシ類の混獲状況把握においても、正確な実態把握が漁撈活動の保護につながることを理解していただくことが重要です。

なお、回遊個体群の実態解明については、今後も国とも連携の上で、ロシアとの協力体制を確立して情報の収集に努める努力を勧めていただくことを強く要望します。

3. 「生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲その他管理の目標」に対する意見
まず、7頁20行目の「c) 北海道回遊群に多大な影響を及ぼさない範囲で順応的管理により管理目標を設定する。」には矛盾があります。北海道回遊個体群の動態や個体数が不明な中で、多大な影響を及ぼさないことをどのように証明できるのでしょうか？ こうした矛盾を解消するためにも、前述の簡易指標の策定が急務であると考えます。

現時点で当面の目標を周年定着個体の削減に置くことは妥当と考えるが、動態把握のための簡易指標によるモニタリング体制を確立し、その評価によっては（周年個体群の管理によって効果が現れなかった場合等）、目標を回遊個体群の管理へ変更するなど、順応的に管理目標を変更していただくことを要望いたします。

4. 「被害防除対策に関する事項」について

音波による忌避装置や他の防除対策では効果的な手法が見出されていないという現状ではありますが、管理手法が確立されてはならず、順応的管理を図らなければならない現状においては、不確実性を孕む個体数管理の補助手法として被害防除手法の開発にも力を注ぐべきと考えます。環境省の研究成果を注視するだけでなく、北海道においても現場の状況に合わせた防除手法の開発に積極的に力を注いでいただくことを要望します。

機関・団体名称	一般社団法人北海道自然保護協会
記入者職・氏名	会長・在田一則
連絡先電話番号	011-251-5465